

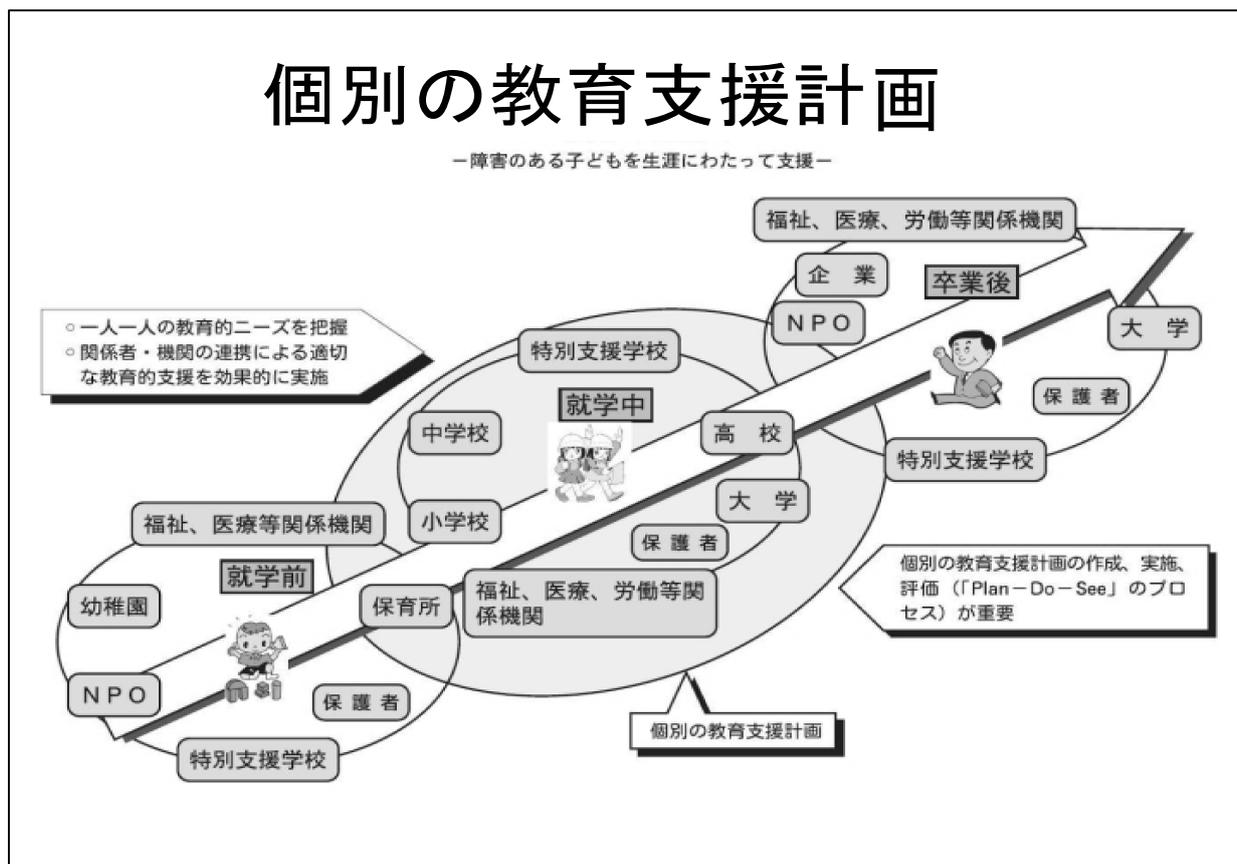
## 特別支援教育における個別の教育支援計画の活用

国立特別支援教育総合研究所 笹森 洋樹

### 1. 個別の教育支援計画、個別の指導計画

個別の教育支援計画とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されるものである。教育のみならず、福祉、医療、労働等の関係機関、保護者など様々な関係者が子どもの障害の状態等にかかわる情報を共有化し、教育的支援を行うにあたり活用することが意図されている。また、障害のある幼児児童生徒を生涯にわたって支援する視点から、関係者、関係機関の連携協力を確保することが不可欠であり、一貫性、連続性のある教育的支援を効果的に行うことが大切である。

個別の指導計画は、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだものである。いずれも本人・保護者が主体的に活用することが基本となる。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のプロセスを通して、教育的支援をよりよいものにしていくことが求められる。



## 2. 学習指導要領における規定

特別支援学校学習指導要領では、一人一人に応じた指導の充実のために、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成することが義務付けられた。また、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においても、障害のある児童生徒などについては、個別の指導計画、個別の教育支援計画を積極的に作成することが述べられている。

小学校学習指導要領（中学校学習指導要領もほぼ同旨）

### 第1章 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

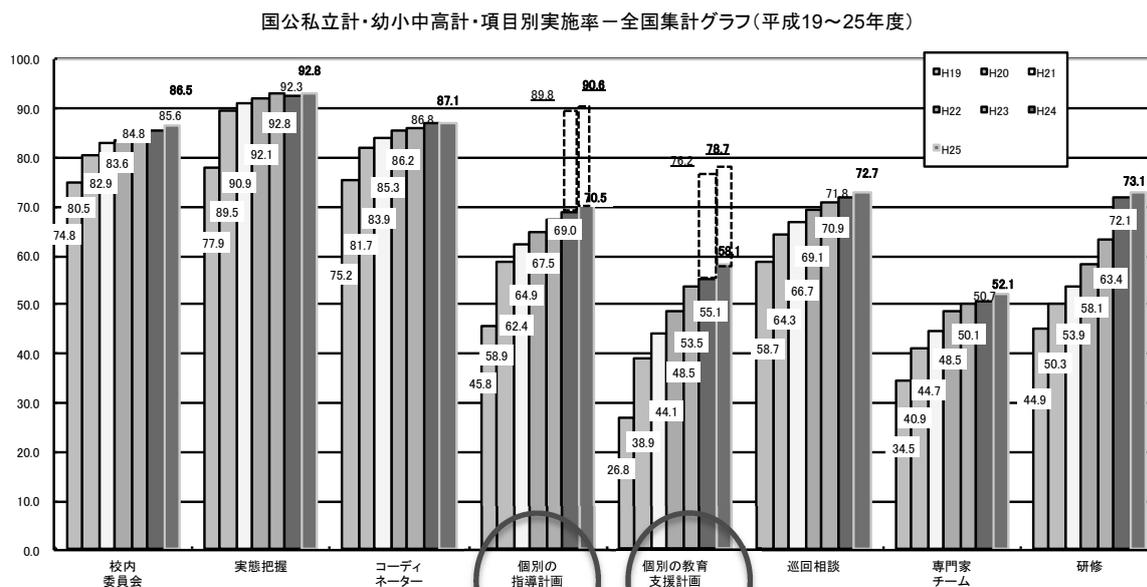
## 3. 特別支援教育体制整備状況

平成 25 年度、個別の指導計画の作成の実施率は 70.5%、個別の教育支援計画の作成の実施率は 58.1%である。作成の実施率は年々高くなっている。学校別にみると、個別の指導計画については、幼稚園 44.7%、小学校 91.4%、中学校 81.7%、高等学校 24.8%である。また、個別の教育支援計画については、幼稚園 36.5%、小学校 74.9%、中学校 67.9%、高等学校 21.6%である。

### 1. 特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

#### (1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

●全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。



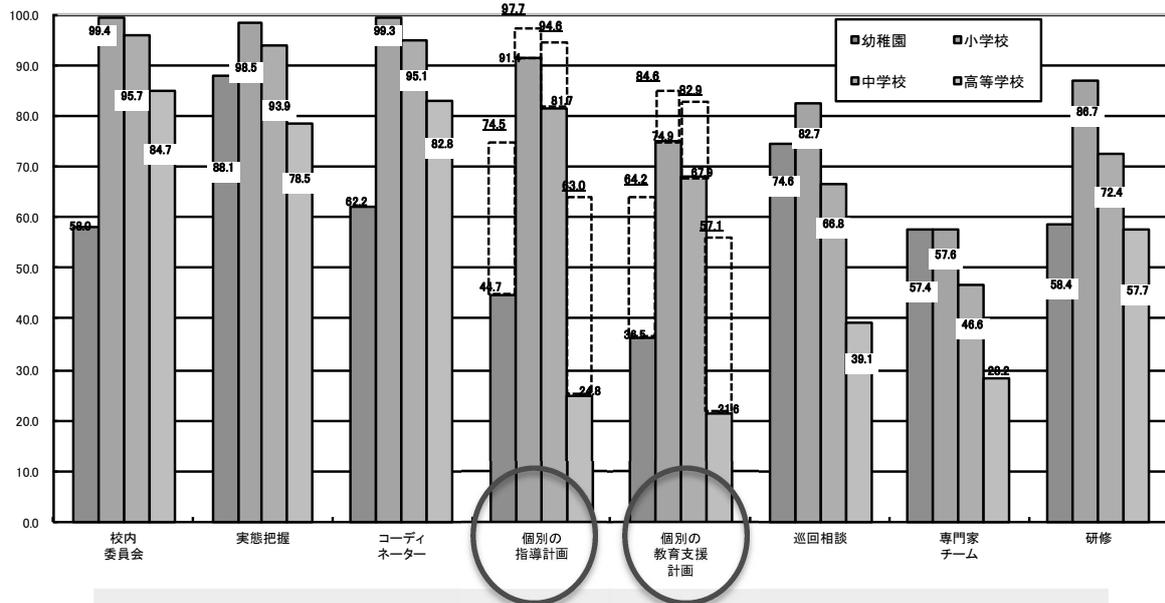
※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

但し、小学校、中学校では、通常の学級だけでなく特別支援学級の児童生徒についても対象となること、対象となる児童生徒のうち1名でも作成していれば、実施率に反映されることに留意が必要である。

## 1. 特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

(2)小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は依然として課題である。

国公立立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成25年度)



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

## 4. 相談支援ファイル、サポートファイル

生涯にわたって活用するファイルとしては、「相談支援ファイル」や「サポートファイル」等の名称で呼ばれるものがある。主たる作成者は、教育委員会であったり、福祉部局であったりするが、その活用においては部局を越えて、一貫した支援の実現をめざしている。内容は、子どものプロフィール、そだちの記録、思い出の写真とコメント、相談・支援機関一覧、母子健康手帳や診察券、名刺入れ等で構成されており、子どもに関する情報や必要なものが全て収められるものとなっていることが一般的である。配付対象を特別な支援が必要な親子のみとし教育相談時に配付している自治体と、全親子を対象として母子健康手帳と同時に配布している自治体がある。また、Webサイトに公開し、必要な保護者がダウンロードして使用できるようにしている自治体もある。

また、「就学支援シート」等の名称で就学時の情報共有を目的とする文書を作成している自治体がある。東京都狛江市では、保護者、保育所・幼稚園等と療育機関の3者が一枚のシートに子どもの実態や支援内容を記入、共有した上で教育委員会に提出するようにしている。

## 5. 個別の教育支援計画の活用の実際

実践Ⅰ 早期療育機関・就学前との連携に活用
<ul style="list-style-type: none"><li>・就学前の療育機関の「個別の支援計画」と特別支援学校の「個別の教育支援計画」を効果的につなぐ目的で活用されている。</li><li>・視覚障害や聴覚障害の特別支援学校においては、早期のスクリーニングや早期療育が行われていることから、障害特性に基づいた引継ぎに活用されている。</li></ul>
実践Ⅱ 校内における活用
<ul style="list-style-type: none"><li>・資料を活用した校内の支援会議を行なっている。</li><li>・校内にある多くの個人情報を整理したものを活用している。その中から必要に応じて必要な情報を利用している。</li></ul>
実践Ⅲ 就労・進学に活用
<ul style="list-style-type: none"><li>・進学において大学を結ぶツールとして活用している。</li><li>・実習先や進路先の連携ツールとして活用している。</li><li>・本人・保護者のニーズを進路指導に結び付けるツールとして活用している。</li></ul>
実践Ⅳ 自立活動や医療機関等との連携に活用
<ul style="list-style-type: none"><li>・自立活動の課題を設定する際、外部の機関との連携に活用している。</li><li>・重複障害のある幼児児童生徒の医療や福祉、家庭との連携に活用している。</li></ul>
実践Ⅴ 前籍学校との連携に活用
<ul style="list-style-type: none"><li>・入退院を伴う児童生徒に対し、前籍学校への教科学習や医療との連携に活用している。</li></ul>

個別の教育支援計画は、移行期に支援をつなげるツールとしての役割がある。特別支援学校に比べ、地域の小・中学校に進学する場合には、支援の引き継ぎは十分できているとはいえない。就学前に療育等を受けている児童は、就学相談・教育相談等を通して、小学校に情報が伝わるケースは多くなっている。義務教育段階の小学校から中学校への引き継ぎは、比較的取り組みやすいはずだが、発達段階や小中学校の教育システムの違いを互いに認識できていない場合は、情報がうまく引き継がれない。さらに、中学校から高等学校の場合は、入試制度もあり、ツールとしての活用はまだ不十分である。支援をつなげるツールとした場合、発達段階や教育システムの違いを互いに認識した上で、情報を送る側と受け取る側のニーズが一致していないと効果的な活用は難しい。